

4. 特に気をつけたい要指導医薬品・一般用医薬品と健康食品・サプリメント

1) 胃腸薬に注意

胃腸薬にはヒゲナミンやストリキニーネ(いずれも禁止物質)を含有する生薬チョウジやホミカが成分として含まれているものがあります。ヒゲナミン(チョウジ)はベータ 2 作用薬、ストリキニーネ(ホミカ)は興奮薬として禁止され、検出されれば直ちに違反です。胃腸薬を使う場合は禁止物質が含まれていないことを確認しましょう。

(例) 使ってはいけない胃腸薬

パンジアス顆粒(テイカ製薬-白石薬品)
金魚胃腸薬(大和合同製薬)

ワクナガ胃腸薬 G(湧永製薬)
赤玉はら薬(大和合同製薬) など

2) 滋養強壮薬に注意

滋養強壮薬には、禁止物質である蛋白同化薬(テストステロン)及びホルモンの関連物質を含む漢方薬、また、禁止物質であるストリキニーネ(ホミカ)が含まれているものがあります。そして、医薬品以外のいわゆる健康食品として、滋養強壮目的の錠剤やドリンク剤が多数市販されており、これらの中にテストステロン等の関連物質が含まれている可能性も否定できません。**国体期間中に限らず、普段から使用しないようにしましょう。**

* 蛋白同化薬及び関連物質には、テストステロン、メチルテストステロンの他に、生薬成分である、海狗腎(カイクジン)、麝香(ジャコウ)、鹿茸(ロクジョウ)などがあります。

(例) 使ってはいけない滋養強壮薬:蛋白同化薬(テストステロン)及びホルモンの関連物質を含む

オットピン-S(ヴァリス製薬-あかひげ薬局)
トノス(大東製薬)
ブリズマホルモン軟膏(原沢製薬)
ヘヤーグロン(大東製薬-ワン・ツー)
マイクロゲン・パスタ(啓芳堂製薬)
強力パロネス(日新製薬・滋)
金蛇精(糖衣錠)(摩耶堂製薬)

グローミン(大東製薬)
ブリズマホルモン精(原沢製薬-宝仙堂)
ブリズマホルモン錠(原沢製薬-宝仙堂)
ベレウス(協和新薬-森下仁丹、三友薬品)
外用ホルモン塗布剤オットピン(ヴァリス製薬-大和製薬)
活力・M(東南製薬)
など

(例) 使ってはいけない滋養強壮薬:ストリキニーネ(ホミカ)を含む

ハンピロン(日本薬品) など

3) 毛髪・体毛用薬に注意

毛髪・体毛用塗り薬では、男性ホルモンが配合されているものがあり、禁止されています。

国体期間中に限らず、普段から使用しないようにしましょう。

(例) 使ってはいけない体毛用薬:蛋白同化薬(テストステロン)及び関連物質を含む

ベレウス(協和新薬-森下仁丹、三友薬品) マイクロゲン・パスタ(啓芳堂製薬) など

参考: 一般用医薬品ではありませんが、円形脱毛症の場合には、糖質コルチコイドの内服が用いられることがあります。

4) 鎮咳去痰薬に注意

市販の鎮咳去痰薬に含まれるトリメチノール、メキシフェナミンは禁止物質とみなされます。

また、生薬の南天実にはヒゲナミン(禁止物質)が含まれます。

(例) 使ってはいけない鎮咳去痰薬:トリメチノール、メキシフェナミンを含む

アスクロン(大正製薬)

エスタックこども用鼻炎シロップ(エスエス製薬)

新カネドリン錠(廣昌堂-ノーエチ薬品)
新トニン咳止め液(佐藤製薬)
セキカット(ダイト)

セキエース(ダイト-北海道厚生農業共同組合連合会)
ダスモック SP(小林製薬)
フストールシロップ A(オール薬品) など

5) 漢方薬に注意

漢方薬を構成する生薬には、それぞれたくさんの成分が含まれており、1つ1つの成分が禁止物質にあたるかどうか特定するのは困難です。漢方薬にも明らかに禁止物質を含むものがあり、例として、丁子、附子、細辛、南天実、呉茱萸にはヒゲナミン、麻黄にはエフェドリンやメチルエフェドリン、プソイドエフェドリン、ホミカにはストリキニーネ、そして前述の滋養強壮薬には蛋白同化作用を示す成分が含まれています。また、半夏にも微量ですがエフェドリン類が含まれるので、注意が必要です。さらに名前が同じでも製造販売会社、原料の産地、収穫の時期などで成分が違ふことがあります。また、カタカナ表記で西洋薬と間違えてしまうような漢方薬もあります。

○漢方薬の TUE 申請について: 一般的に漢方薬を使用しなくても疾患の治療が可能な場合、TUE 国際基準の付与基準に該当せず、承認されません。また、漢方薬が含有する禁止物質が特定できない場合 TUE 申請ができません。TUE は物質を申請して、その物質に対して治療使用特例が認められます。漢方薬の方剤名は物質名ではありませんので、方剤名で TUE 申請はできません。

6) 風邪薬やのど飴に注意

多くの総合感冒薬(いわゆる風邪薬)には禁止物質のエフェドリンやメチルエフェドリン等が含まれ、また、のど飴には禁止物質のヒゲナミンが含まれているものもあるため、注意が必要です。

7) その他の注意する医薬品

○鼻炎用薬: 市販の鼻炎用薬には興奮薬として禁止されるプソイドエフェドリンが配合されていることが多く、注意が必要です。

○鼻づまりの点鼻薬、点眼薬: ナファゾリン等の血管収縮剤は、点鼻・点眼を含む局所使用が許されていますが、何回も多量に使用して体内に吸収されると、アンチ・ドーピング規則違反が疑われる可能性があります。また、点鼻薬は連用により鼻づまりを悪化させる恐れがあります。

○アレルギーの内服薬: 市販のアレルギー用薬には禁止物質が配合されていることがあり、注意が必要です。

8) 健康食品・サプリメントに注意

国内外で多数の健康食品・サプリメントが入手できますが、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)は、スポーツでのサプリメントの使用を推奨していません。

国立スポーツ科学センターは、スポーツで利用できるダイエタリーサプリメントとして、炭水化物やたんぱく、ビタミン、ミネラルなどの栄養素を主成分とするもので、日常の食事から十分な量を摂取できない場合にそれらを補うもの、およびエルゴジェニックエイドといって運動量増加を助ける栄養素、水分、電解質などの成分を挙げています。

海外では、ラベルに表示しないまま不正に興奮薬やステロイドなどの医薬品成分を添加したサプリメント製品が多数流通し、そのような製品による陽性も毎年報告されているため、製造基準や製品管理の品質が不明な製品の使用は避けることが賢明です。

また、サプリメントの定義は国によって異なり、海外でサプリメントとして販売されているからといって日本国内の製品と同じとは限らないことにも留意しておく必要があります。

○海外の製品

* 2016 年開催の岩手国体でアンチ・ドーピング規則違反となった選手は、海外のサプリメント「ANAVITE」を摂取し、含有されていた「S1.蛋白同化薬」が検出されました。2017 年開催のインカレで違反となった選手も同じ「ANAVITE」を摂取していましたが、「S6.興奮薬」が検出されています。

* USADA からサプリメントについて“High Risk List”が出されているので参考にしてください。

(<https://www.usada.org/substances/supplement-411/>)

- * 6-オキソ(4-アンドロステン-3,6,17-トリオン)や、ゼラニウム油あるいはゼラニウム根エキスとして表示されているメチルヘキサミンを含む栄養サプリメントが販売されています。
- * 2004 年 3 月、米国食品医薬品局(FDA)はアンドロステンジオン配合サプリメントの販売を自主的に中止するよう通知し、2004 年 4 月には「エフェドラ(エフェドリン類)」成分を含むサプリメントの販売を禁止しました。しかし、これらがまだ流通している可能性は否定できず、また、エフェドラの代わりにダイエットサプリメントとして登場した「ビターオレンジサプリメント」にはシネフリン(監視プログラム)が含まれています。
- * 中国製ダイエット食品による死亡例を含む肝機能障害が国内で多数報告されていますが、これらには 2007 年禁止表に掲載された興奮薬のシブトラミンやマジンドールが含まれているものがあったことが判明しています。
- * 厚生労働省がインターネット上で広告され販売されていた、いわゆる健康食品等を購入し、国立医薬品食品衛生研究所で分析を行った結果、ドーピング禁止物質を含む医薬品成分が検出された製品があったことがわかっています。

(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11126000-Iyakushokuhinkyoku-Kanshishidoumayaku-taisakuka/H25net_results.pdf)

○胎盤由来成分

美容や若返りを効能としてうたっている製品には、胎盤由来成分などの禁止物質が含まれる可能性があります。

○ビタミン、ビタミン様物質(コエンザイム Q10、L-カルニチンなど)

ビタミン、コエンザイム Q10 や L-カルニチンなどのビタミン様物質は禁止されていません。しかし、これらに種々の強壮剤を配合した製剤、特に外国製品には禁止物質を含むものがあります。

○アミノ酸

アミノ酸含有のスポーツドリンクが流行です。アミノ酸そのものはドーピング物質ではありませんが、スポーツドリンクには製品によってさまざまな天然物(ホルモン性の天然・合成成分など)を添加したものもありますから注意が必要です。

○機能性表示食品

2015 年 4 月より機能性表示食品制度が始まり、6 月から市販されています。機能性成分の中に禁止物質に該当するものがあるのかは不明ですが、届け出た内容は消費者庁のウェブサイトで公開されていますので確認してください。

サプリ・トクホ相談 Q&A(静岡県薬剤師会編、(株)南山堂 発行)も併せてご参照ください。

(参考)

「JADA サプリメント分析認証プログラム」は、2019 年 3 月 31 日をもって終了しました。なお、2019 年 3 月末までに認証を取得した製品については、最長で 2020 年 3 月 31 日までプログラムの存続が認められています。

なお、JADA より新たな枠組みが、公表されておりますので、詳細は JADA ホームページをご覧ください。

- ・サプリメント認証枠組み検証有識者会議 委員長総括と「スポーツにおけるサプリメントの製品情報公開の枠組みに関するガイドライン」の公開について

<https://www.playtruejapan.org/topics/2019/000375.html>